

郡山市非常用備蓄品管理要綱

平成9年9月29日制定

平成13年11月29日一部改正

平成21年12月18日一部改正

平成26年4月1日一部改正

[総務部防災危機管理課]

(趣旨)

第1条 この要綱は、災害時における被災者及び作業従事者（以下「被災者等」という。）に対し食糧品等の生活必需物資の提供を行い、応急的な被災者の生活の確保を図るため、郡山市が保管又は確保する 非常用備蓄品（以下「備蓄品」という。）の管理及び活用について必要な事項を定めるものとする。

(備蓄品)

第2条 備蓄品は、公的備蓄品及び流通備蓄品とし、その整備に関する基準は別に定める。

(備蓄の方法)

第3条 公的備蓄品は、市が購入し、別表に定める市の機関等に分散して備蓄するものとする。

2 流通備蓄品は、事業所等が市と締結する災害時における生活必需物資の供給協力に関する協定に基づき、市の要請に応じ、有償で供給するものとする。

(管理責任者)

第4条 備蓄品の円滑な管理を図るため、管理責任者を置く。

2 管理責任者は、防災危機管理課長又は市長が指定する者とする。

(管理責任者の職務)

第5条 管理責任者は、常に備蓄品の適正な管理に努めるものとする。

2 管理責任者は、備蓄品の数量、賞味期限、受け入れ及び支給の状況について、郡山市非常用備蓄品管理簿・受払簿（別紙様式）に記載するものとする。

3 管理責任者は、公的備蓄品の数量及び保管状況について、市総合防災訓練時その他必要と認める機会に点検を行うものとする。

4 管理責任者は、災害が発生したときは、速やかに必要とする物資を把握し、被災者等に支給するものとする。この場合において、備蓄品に不足が見込まれるときは、第3条第2項の事業所等に要請を行う等速やかな対応をするものとする。

5 管理責任者は、災害時に備え、職員、自主防災組織等による備蓄品の搬送、支給等の訓練を実施するものとする。

(行政センター所長の責務)

第6条 行政センター所長（富田及び大槻を除く。以下同じ。）は、常に備蓄品の適正な管理に努めるものとする。

2 行政センター所長は、備蓄品の数量、賞味期限、受入れ及び支給の状況について、郡山市非常用備蓄品管理簿・受払簿（別紙様式）に記載するものとする。

3 行政センター所長は、公的備蓄品の数量及び保管状況について、市総合防災訓練時その他必要と認める機会に点検を行うものとし、その結果を防災危機管理課長へ報告するものとする。

(備蓄品の支給)

第7条 備蓄品の支給の対象となる者は、次に掲げるとおりとする。ただし、市長が認めるときは、この限りでない。

- (1) 避難所に収容されている者
- (2) 住家が被災して炊事のできない者
- (3) 住家が被災して一時縁故先に避難している者
- (4) 災害地において応急作業に従事している者

(備蓄品の活用)

第8条 公的備蓄品のうち食糧品については、市が実施する各種防災訓練、市内各地区の自主防災組織の活動等において活用するものとする。

2 管理責任者及び行政センター所長は、前項の規定により食糧品を活用しようとする場合は、賞味期限及び在庫数量等を把握し、備蓄品の適正な管理に努めるものとする。

(委任)

第9条 この要綱に定めるもののほか、備蓄品の管理及び活用に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成9年9月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成13年11月29日から施行する。

附 則

この要綱は、平成21年12月18日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

地 区	保管場所
本庁管内	郡山市役所、21世紀記念公園、富田公民館町内分室、郡山地方広域消防組合消防本部、水道局、障害福祉センター、桃見台小学校、桑野小学校、芳賀小学校、御代田小学校、三和小学校、緑ヶ丘地域公民館、東部地域公民館、保健所、小原田地域公民館、柴宮小学校
行政センター管内	富田行政センター、大槻行政センター、安積行政センター、三穂田行政センター、逢瀬行政センター、片平行政センター、喜久田行政センター、日和田行政センター、富久山行政センター、湖南行政センター、熱海行政センター、田村行政センター、西田行政センター、中田行政センター

別紙様式（第5条関係）

郡山市非常用備蓄品管理簿・受払簿

所 属 名	
保管場所名	
品 名	

(單位：)

[illegible]